

新たな農林水産省知的財産戦略（概要）

平成22年3月1日

基本的考え方

農林水産業では、生産・加工段階における植物の新品種、技術開発の成果(特許等)の活用、販売段階におけるデザイン(意匠)やネーミング(商標)の工夫、さらには、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった無形の情報・価値(=「知的財産」)により、産物の付加価値が高められている。

我が国農林水産業は、知的財産の面では競争力があるため、これを活用し、国内外の消費者のニーズに応じた付加価値の高い農林水産物・食品の生産・販売を実現することにより、農山漁村の6次産業化や国際競争力の強化と地域活性化につなげることを目的として、平成26年度までの5年間を実施期間とする新たな知的財産戦略を策定する。

対応方策

1 知的財産の創造・活用

(1) 研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用(本文P.2~6)

イネや和牛などの遺伝子機能の解明・特許の取得を進め、画期的な新品種・新素材を開発。研究成果は適切に権利化し、戦略的に活用。

また、研究開発の推進に当たっては、研究テーマの設定段階から出口を見据えて、知的財産の活用を図りつつ、国自ら工程表を作成。さらに、研究開発及び成果の円滑な普及・産業化を図る仕組み(産学連携のバトンゾーン)を充実・強化するため、異分野や産学官の連携による研究開発を促進するコーディネーターの全国配置、企業等による技術開発から改良・実証までの取組に対する切れ目ない資金の提供等を実施。

革新的な技術により農林水産物や自然エネルギー・バイオマス等の農山漁村に存在する資源の潜在力を最大限活用し、素材・医薬品、エネルギー産業等の異分野を巻き込んだイノベーションによる新産業の創出を追求。

(2) 農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進(本文P.6~7)

篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを開発し、世界に例のない新しい農業の姿を目指す。

併せて、AIシステムが生み出す知的財産の管理手法等について検討。

(3) 地域ブランドの発掘・創造支援 (本文P.7~8)

グローバルな競争の中で地域の農林水産業の持続的発展を図っていくため、ブランド価値の高い製品の発掘・創造に取り組む地域をきめ細かく支援。

また、農林水産物・食品のブランド化推進策の一環として、地理的表示 (決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示) を支える仕組みについて、WTO (世界貿易機関) における議論の進捗状況を見極めながら、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討。

(4) 食文化の創造・活用 (本文P.8~9)

地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援し、農山漁村の活性化を図る。

(5) 海外における日本ブランド展開 (本文P.9)

海外に日本食・日本食材の魅力を十分に伝えることや、我が国の高品質な農林水産物・食品の認知を高めていくことにより、我が国の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

(6) 景観・伝統文化等の地域資源の再発見・活用 (本文P.9~10)

農村景観や伝統文化等の地域資源を財産として活用し、グリーンツーリズム、地域資源活用ビジネスの創出、教育の場としての農山漁村の活用といった取組を支援。

(7) 種苗の安定供給体制の確保 (本文P.10)

優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化 (本文P.11~13)

〔審査の迅速化と権利侵害対策の強化〕

海外審査当局との品種登録の審査データの相互利用の推進等により、現在2.6年となっている平均審査期間を平成26年度には2.3年に短縮。

また、品種保護Gメンの体制整備やDNA品種識別技術の開発等により、権利侵害対策の強化を図る。

〔東アジア植物品種保護フォーラム・品種保護制度の国際標準化の推進〕

東アジア地域は、今後とも将来的な成長が見込める有望な市場である反面、植物品種保護制度の未整備な国が少なくないため、種苗や農産物の輸出・直接投資の障害となっている。

このため、「新成長戦略（基本方針）」^(注)（平成21年12月30日閣議決定）を踏まえ、品種保護制度の整備に向けた協力の場として日本のイニシアティブにより設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を積極的に推進し、東アジア地域の品種保護制度のレベルアップを図るとともに、二国間協議等のあらゆる機会を利用して、すべての植物を保護対象とするUPOV 91年条約締結を働きかけ、加盟国の増加につなげる。

また、我が国の開発品種の海外での迅速な権利取得のため、EU、アジア、オセアニア諸国との間で審査データの相互利用を進める。

(注)「新成長戦略（基本方針）」においては「知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。」と記述。

（2）海外での商標権侵害対策（本文P.13～14）

我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について、統一的体制により監視を実施する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の活動を充実・強化。

（3）家畜の遺伝資源の保護対策（本文P.14）

和牛の遺伝資源の適切な保護を図るため、全国に普及し得る和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築を図るとともに、「和牛」表示の厳格な運用を図る。

3 普及啓発・人材育成（本文P.14～16）

（1）知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局に、知的財産についての総合的な相談に対応できる窓口を設置するとともに、普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図る。

（2）現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上

農林漁業者や食品産業関係事業者が、流通、貿易、料理、デザインなど多様な外部の人材との連携・協働を図ることができるよう、本省・地方農政局において、外部の専門家の発掘・紹介や、セミナー等による情報提供を実施。

（3）農林水産関係試験研究機関への普及啓発

研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等に対し、セミナー等を実施。また、農林水産分野の知財専門家の不足を補完するため、知的財産担当者に対し、実践的なスキルアップ向上を目的とした対話型研修を実施。